## 中津川市空家等対策協議会

## 空家等対策協議会の設置

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、18名の方を中津川市空家等対策協議会委員に委嘱しています。

● 協議会名 :中津川市空家等対策協議会

● 協議する内容 :

1. 空家等対策計画の作成及び変更

- 2. 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断
- 3. 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針
- 4. 特定空家等に対する措置の方針

● 任期 :2年

● 委員 :18名

市長、自治会役員、弁護士、市議会議員、司法書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士、土地 家屋調査士、建築士、地域福祉に携わるもの、民生委員、大学教授、警察職員、消防職員、国 道: 管理者、県道管理者、市道管理者、市建築担当課

## 空家等対策計画とは

- 1. 対策の対象とする地区及び空家等の種類その他の対策に関する基本的な方針
- 2. 計画期間
- 3. 空家等の調査に関する事項
- 4. 空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進
- 6. 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- 7. 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 9. その他空家等に関する対策の必要な事項

## 特定空家等の認定の流れ

